

計量器（はかり）定期検査のお知らせ

埼玉県計量検定所
市 町 村

計量法第19条の規定により、取引・証明に使用するための「はかり」の定期検査を行いますので、所定の日時に受検していただきますようお願いいたします。

検査対象となる「はかり」

取引・証明に使用する「はかり（分銅・おもりを含む）」が対象となります。

検査の対象となる「はかり」の例	検査の対象でない「はかり」の例
1. 商品の重さを明示するために使用するもの	1. 原材料の配合等に使用するもの
2. 原材料の購入・製品の販売出荷のために使用するもの	2. 個人が健康管理のために使用する体重計
3. 食材などの購入のために使用するもの	3. 公民館、公衆浴場等に設置された体重計
4. 貨物・荷物の運賃算出等に使用するもの	4. 郵便物の料金の目安として使用するもの
5. 農産物、水産物の売買・出荷のために使用するもの	5. 試しはかり [*] として使用するもの ([*] 最終的な計量は別のはかりで行う)
6. 薬の調剤用使用するもの	6. 動物病院で治療のために使用するもの
7. 廃棄物処理業者などが、処理費用の算定に使用するもの	7. 商品を小分けにするためのもので、 重さの明示に使用しないもの
8. 自動詰込機(自動はかり)により詰め込んだ商品の重さを最終確認するために使用するもの	8. 病院等で処置室や手術室等における施術の管理で使用するもの
9. 観光農園や農産物直売所において料金算定や量目表記のために使用するもの	
10. 保健所(保健センター)、病院、学校、幼稚園、保育所産婦人科医院等で法に定められた健康診断(体重測定)に使用するもの	

用意するもの

- ・はかり（分銅・おもりを含む）
- ・検査手数料（一覧表のとおり）
- ・申請書（3枚複写）

※印鑑は不要です

図1 検定証印



301

(平成30年1月に検定したことを表す)

図2 基準適合証印



20181

図3 家庭用



(取引・証明に使用できません)

注意すること

1. 検定証印等（図1、2）がないものは、取引・証明に使用できません。
2. 家庭用のマーク（図3）のあるはかり（ヘルスメーター、ベビースケール、キッチンスケール）は取引・証明に使用できません。

お問い合わせ

検査に関して御不明な点は、埼玉県計量検定所（TEL 048-652-2171）又は、各市町村のはかりの定期検査担当までお問い合わせください。

計量器定期検査手数料一覧表



機械式（アナログ式）はかり

能力	手数料					
100kg以下	600円	※分銅付 指示はかり(針が重さを示すもの)				
250kg以下	1,000円					

※分銅・おもりは別に手数料が掛かります。

<p>※分銅付 天びん</p>	<p>※おもり付 台手動はかり</p>	<p>※分銅付 等比皿はかり</p>	<p>懸垂手動はかり</p>	<p>※おもり付 不等比皿はかり</p>
---------------------	-------------------------	------------------------	----------------	--------------------------

<table border="1"> <tr> <th>手数料</th> </tr> <tr> <td>300円</td> </tr> </table>	手数料	300円	<p>※おもり付 棒はかり</p>	<p>懸垂指示はかり</p>
手数料				
300円				

※分銅・おもり付のはかりは、はかりの検査手数料に次の分銅・おもりの検査手数料を加算する。

個数	手数料			
1個	10円	分銅	定量増おもり	定量おもり

電気式（デジタル式）はかり

(はかりの使用場所にお伺いして検査を行います。)

能力	手数料			
100kg以下	1,500円	※最小の目量又は、表記された感量がひょう量の1万分の1未満の場合は、手数料が2倍になります。		
250kg以下	1,900円			
500kg以下	2,300円			

記載のないものについて確認したい場合は、埼玉県計量検定所までお問い合わせください。

平成12年4月1日埼玉県条例で制定